## 入院医療費のご案内

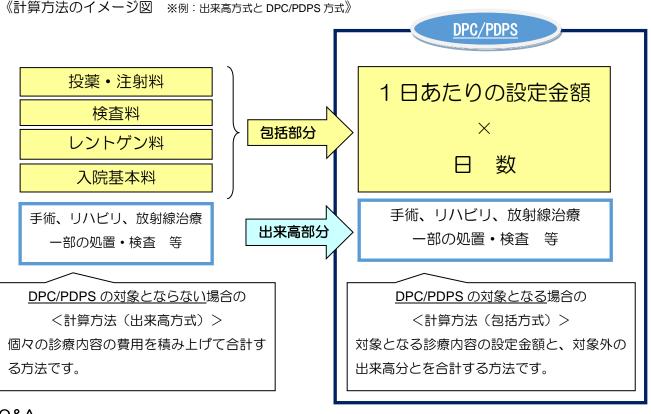
京都中部総合医療センターは、平成 20 年 7 月 1 日より急性期医療を提供する医療機関として厚生労働省が 指定する「包括評価支払い方式(DPC/PDPS)」という医療費制度での請求を実施しています。

DPC/PDPS での入院医療費の計算方法は以下のとおりです。(《計算方法のイメージ図》参照)

## DPC/PDPS とは

診療行為の費用を積み上げて計算する「出来高方式」とは異なり、病名とその症状・診療行為をもとに、厚生労働省が定めた分類(診断群分類)(※全国の急性期医療機関のデータ)ごとの1日あたりの設定金額(対象:投薬、注射、処置、入院料等)と、それ以外(対象:一部の処置・検査、手術、麻酔、リハビリ、指導料、放射線治療等)を足して計算をする計算方式です。

※DPC/PDPS:『Diagnosis Procedure Combination / Par-Diem Payment System』の略 ※診断群分類ごとの金額は、全国の急性期医療機関のデータをもとに設定されています。



## <u>Q&A</u>

- 【Q1】すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか?
- 【A1】入院時、また入院後の状態や診療行為によって、"この制度に該当する"と主治医が判断した場合に対象(DPC/PDPSでの計算)となります。対象外となるのはいずれの診断群分類にも該当しない場合や、下記に該当する場合です。
- お産(帝王切開等の保険行為がある場合は除く)、交通事故や労務災害等、自由診療での入院
- 入院後24時間以内に亡くなられた場合(新生児は生後7日以内に亡くなられた場合)
- 治験の対象となる場合
- 厚生労働省の定めた診療行為(特定の薬剤の使用、処置など)を受けられた場合
- 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する場合
- 地域包括ケア病棟入院料を算定する場合

- 【Q2】DPC/PDPS の対象となる場合でも、出来高方式で計算してもらうことは出来ますか?
- 【A2】厚生労働省の定めにより、DPC/PDPSの対象となる場合は、出来高方式で計算することが出来ません。
- 【Q3】対象と対象外とでは、入院中の治療方法に違いはありますか?
- 【A3】どちらも同じです。医師が"今回の入院中に行う必要がある"と判断した治療や検査(診療行為) を行ないます。

DPC/PDPS では該当の診断群分類ごとに医療費が設定されていますので、医師が"急を要さない"と判断した治療や検査については、後日改めて行ないます。

- 【Q4】入院医療費一部負担金や高額療養費制度の扱いに違いはありますか?
- 【A4】どちらも、扱いは変わりません。お持ちの保険の負担割合に応じてお支払いして頂きます。 ただし、入院中の病状の経過や治療内容によって病名(診断群分類)が変更になる場合があ ります。

それに伴う設定金額の変更で、返金や追加請求が発生することがあります。(すでにお支払い 頂いた金額で差額調整を行なう為)

※高額療養費制度については、限度額適用認定証の提出をおすすめしています。

- 【Q5】支払いの方法はどうなりますか?
- 【A5】請求書をお持ち致しますので、請求日より3日以内に自動精算機にてお支払いください。 自動精算機は本館1階総合案内前に設置しております。

ご利用時間は8:45~21:00となっております。

(クレジットカードでのお支払いも可能です。)

- ※ 現在服用中のお薬がございましたら、入院時にお持ちくださいますようご協力お願い致します。
- ※ DPC/PDPS では、病名の分類毎に設定金額でお支払い頂く期間が定められており、この期間を超えた後は 従来の『出来高払い』方式となります。
- ※ 入院中の食事代金・室料差額(個室料)は、DPC/PDPS 対象・対象外に関わらず所定の金額を負担して頂くことになります。
- ※ 入退院の決定は主治医の判断とさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、②患者相談までお尋ねください。